

# 環境影響評価準備書の審査書

事業名		(仮称)住田遠野風力発電事業	
事業者名		株式会社グリーンパワーインベストメント	
事業実施区域		位置:岩手県遠野市及び気仙郡住田町 ○対象事業実施区域:約606.6 ha ○改変面積:約29.3 ha [内訳] ・風車ヤード及び変電所:約 11.3ha ・管理用道路:約 18.0ha(敷設に伴う法面含む) (うち、約 21.9ha は工事終了後に緑化) ・管理用道路延長:約 12.9km	
事業 特 性	事業の内容	風力発電所設置事業(陸上) ○発電所の出力 最大99,750kW(定格機出力2,850kW級風力発電機を最大35基設置予定) ○発電機の概要 ・ブレード枚数:3枚 ・ローター直径:103m ・ローター中心までの地上高(ハブ高):85m	
	工事の内容	①工事期間 本工事開始時期:平成30年7月(予定) 運転試験開始時期:平成33年9月(予定) 運転開始時期:平成33年6月(予定) ②工事工程 仮設道路造成工:約13ヶ月 ヤード造成・基礎杭工:約17ヶ月 輸送・組立工事:約14ヶ月 運転試験・使用前自主検査:約6ヶ月 ※12月～2月までは冬季休工の予定。	
地予 域測 特・ 性評 ・価 環結 境果 保 全 措 置・	大 気 質	1. 現況	・対象事業実施区域の近傍の測定局として、一般環境大気測定局の猪川局及び新町局が設置されており、二酸化いおう(平均0.001ppm、2%除外値0.003ppm)、二酸化窒素(年間値平均0.006、0.009、98%値0.013、0.018)、浮遊粒子状物質(平均0.013mg/m <sup>3</sup> 、2%除外値0.037mg/m <sup>3</sup> )及び微小粒子状物質(平均11.6 μg/m <sup>3</sup> 、98%値33.5 μg/m <sup>3</sup> )について環境基準を達成している。
		2. 環境保全措置	<工事用資材等の搬出入> ・工事関係者の通勤においては、乗り合いの促進により、工事関係車両台数の低減を図る。 ・工事工程の調整等により工事関係車両台数を平準化し、建設工事のピーク時の台数を低減する。 ・周辺道路の交通量を勘案し、可能な限りピーク時を避けるよう調整する。 ・急発進、急加速の禁止及びアイドリングストップ等のエコドライブを徹底し、排気ガスの排出削減に努める。 ・定期的に会議等を行い、工事関係者に環境保全措置の内容について、周知徹底する。 ・工事用資材等の運搬車両は、適正な積載量及び走行速度により運行するものとし、土砂粉じん等を低減するため、必要に応じシート被覆等の飛散防止対策を講じる。 ・工事関係車両の出場時に、タイヤ洗浄を行う。 ・工事搬入路の散水を必要に応じて実施する。 <建設機械の稼働> ・工事中に使用する機械は、可能な限り排出ガス対策型建設機械を使用する。 ・建設機械の適切な点検・整備を十分に行い、性能の維持に努める。 ・排出ガスを排出する建設機械の使用が集中しないように工事工法及び工事工程に十分配慮する。 ・作業待機時はアイドリングストップを徹底する。 ・建設機械は工事規模にあわせて適正に配置し、効率的に使用する。 ・定期的に会議等を行い、工事関係者に環境保全措置の内容について、周知徹底する。 ・切土、盛土及び掘削等の工事に当たっては、適宜整地、転圧等を行い、土砂粉じん等の飛散を抑制する。
		3. 予測・評価	<窒素酸化物> 工事用資材等の搬出入に伴う窒素酸化物(二酸化窒素に変換)の寄与率は、堂場地区が7.0%、奥火の土地区が30.4%であり、建設機械の稼働による窒素酸化物(二酸化窒素に変換)の寄与率は、予測地点で最大 5.8%であり、環境基準を大きく下まわっていること、上記の環境保全措置を講じることにより、工事用資材等の搬出入に伴う窒素酸化物への影響は、実行可能な範囲内で低減が図られているものと評価する。 二酸化窒素の年平均値の年間 98%値は、環境基準(1時間値の1日平均値が0.04～0.06ppm)のゾーン内又はそれ以下)に適合している。 <粉じん等> 工事用資材等の搬出入に伴う降下ばいじん量の予測結果は、最大 0.6t/km <sup>2</sup> /月であり、建設機械の稼働に伴う粉じん等は、周辺の居住地域において 0.00～0.04t/km <sup>2</sup> /月と小さく、上記の環境保全措置を講じることにより、工事用資材等の搬出入に伴う粉じん等への影響は、実行可能な範囲内で低減されるものと評価する。粉じん等については、環境基準等の基準又は規制値は定められていないが、環境保全目標として設定した降下ばいじん量の参考値※である 10t/km <sup>2</sup> /月に対し、予測値はこれを十分に下回っている。

騒音・超低周波音	1. 現況	<p>対象事業実施区域及びその周囲における一般環境騒音の状況について、岩手県、遠野市及び住田町において公表された測定結果はない。</p> <p>道路交通騒音について、岩手県における道路交通騒音の状況について、「平成 26 年版 環境報告書」(岩手県、平成 27 年)によると、平成 25 年度の東北自動車道における自動車騒音の実態を把握するため、沿線市町村の 41 地点で調査を実施した結果、40 地点(全体の 98%)で環境基準を達成した。</p> <p>なお、対象事業実施区域及びその周囲においては、自動車騒音監視は実施されていない。</p> <p>調査結果としては、等価騒音レベル(LAeq)は、1 日毎については、昼間 30~47 デシベル、夜間 26~46 デシベル、2 日間平均については昼間 34~46 デシベル、夜間 28~45 デシベルであった。ただし、28 デシベル未満については普通騒音計の測定限界値以下のため参考値とした。調査地点は、環境基準の地域の類型が指定されていないため、参考として A 地域の環境基準(「専ら住居の用に供される地域」、昼間:55 デシベル、夜間:45 デシベル)と比較すると、⑧火の土地区の 1 日目の夜間を除いて環境基準を満足していた。</p>
	2. 環境保全措置	<p>&lt;工所用資材の搬出入&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事関係者の通勤においては、乗り合いの促進により、工事関係車両台数の低減を図る。</li> <li>・工事工程の調整等により工事関係車両台数を平準化し、建設工事のピーク時の台数を低減する。</li> <li>・周辺道路の交通量を勘案し、可能な限りピーク時を避けるよう調整する。</li> <li>・急発進、急加速の禁止及びアイドリングストップ等のエコドライブを徹底し、道路交通騒音の低減に努める。</li> <li>・定期的に会議等を行い、工事関係者に環境保全措置の内容について、周知徹底する。</li> </ul> <p>&lt;建設機械の稼働&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事中に使用する建設機械は可能な限り低騒音型の建設機械を使用する。</li> <li>・建設機械は適切に点検・整備を行い、性能維持に努める。</li> <li>・騒音が発生する建設機械の使用が集中しないように、工事工程等の調整は十分に配慮する。</li> <li>・作業待機時はアイドリングストップを徹底する。</li> <li>・工事規模にあわせて建設機械を適正に配置し、効率的に使用する。</li> <li>・定期的に会議等を行い、工事関係者に環境保全措置の内容について、周知徹底する。</li> </ul> <p>&lt;施設の稼働&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・風力発電機の配置位置を可能な限り民家から離隔する。</li> <li>・風力発電設備の適切な点検・整備を実施し、性能維持に努め、騒音の原因となる異音等の発生を低減する。</li> </ul>
	3. 予測・評価	<p>&lt;工所用資材の搬出入&gt;</p> <p>沿道①における騒音レベルの増加量は現状に比べて 0~1 デシベル、沿道②における騒音レベルの増加量は 7~8 デシベルであるが、上記の環境保全措置を講じることにより、工所用資材等の搬出入に伴う騒音が周囲の生活環境に及ぼす影響は、実行可能な範囲内で低減が図られているものと評価する。</p> <p>&lt;建設機械の稼働&gt;</p> <p>予測地点における建設機械の稼働に伴う騒音レベルの増加量は 0~8 デシベルであるが、上記の措置を講じることにより、建設機械の稼働に伴う騒音が周辺の生活環境に及ぼす影響は、実行可能な範囲内で低減が図られているものと評価する。</p> <p>&lt;施設の稼働&gt;</p> <p>施設の稼働に伴う将来の等価騒音レベルの増加量は、昼間 0~3 デシベル、夜間 0~5 デシベルであり、上記の環境保全措置を講じることにより、施設の稼働に伴い発生する騒音が周辺の生活環境に及ぼす影響は、実行可能な範囲内で低減が図られているものと評価する。</p> <p>&lt;超低周波音&gt;</p> <p>環境保全措置を講じることにより、施設の稼働に伴う将来の G 特性音圧レベルは ISO-7196 に示される「超低周波音を感じる最小音圧レベル」である 100 デシベルを大きく下回ること、風力発電機の寄与は「建具のがたつきが始まるレベル」以下となること、「圧迫感・振動感を感じる音圧レベル」との比較では、いずれの予測地点も超低周波音(20Hz 以下)は「わからない」のレベルを下回り、20~100Hz の周波数領域では「気にならない」レベルを下回ることより、実行可能な範囲内で影響の低減が図られているものと評価する。</p>
振動	1. 現況	<p>対象事業実施区域及びその周囲における環境振動の状況について、岩手県、遠野市及び住田町において公表された測定結果はない。</p> <p>対象事業実施区域及びその周囲における道路交通振動の状況について、岩手県、遠野市及び住田町において公表された測定結果はない。</p> <p>道路振動の調査結果について、時間率振動レベル(L10)は、沿道①及び②について平日及び夜間ともに、30 デシベル未満であった。調査地点には用途地域が指定されておらず、要請限度の区域の区分が無いが、参考として第一種区域に関する要請限度と結果を比較した。調査結果は要請限度を下回っていた。</p>
	2. 環境保全措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事関係者の通勤においては、乗り合いの促進により、工事関係車両台数の低減を図る。</li> <li>・工程の調整等により工事関係車両台数を平準化し、建設工事のピーク時の台数を低減する。</li> <li>・周辺道路の交通量を勘案し、可能な限りピーク時を避けるよう調整する。</li> <li>・急発進、急加速の禁止及びアイドリングストップ等のエコドライブを徹底し、道路交通振動の低減に努める。</li> <li>・定期的に会議等を行い、工事関係者に環境保全措置の内容について、周知徹底する。</li> </ul>
	3. 予測・評価	<p>工所用資材等の搬出入に伴う将来の振動レベルは、1~12 デシベル増加するが、30 デシベル未満であり、人体の振動感覚閾値 55 デシベルを下回っていることから、工所用資材等の搬出入に伴う振動が周辺の生活環境に及ぼす影響は、実行可能な範囲内で低減が図られているものと評価する。</p>

水質	1. 現況	<p>岩手県における河川の水質の状況として、平成 25 年度は 146 水域、255 地点で公共用水域測定が実施された(国土交通省が 42 地点、盛岡市が 16 地点、岩手県が 197 地点を測定した。)。また、遠野市では、平成 26 年度は 10 河川 13 か所で水質調査を実施している。対象事業実施区域及びその周囲の水質測定結果は5地点あり、水素イオン濃度、溶存酸素量、生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、浮遊物質量及び大腸菌群数について測定されているが、遠野ダム流入前の大腸菌群数以外は、環境基準(A類型)を満足している。</p> <p>現地調査として、10地点の浮遊物質量について調査を行った結果は、いずれの調査地点も、「生活環境の保全に関する環境基準」の類型指定がされていないが、参考までに A 類型の環境基準値(25mg/L)と比較すると、浮遊物質量は 1 未満～4mg/L の範囲にあり、全季節、全地点において環境基準値以下であった。</p>
	2. 環境保全措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・雨水の流末に設置する沈砂池は、容量に余裕を持たせ、適切な数を設置する。</li> <li>・作業ヤードは周囲の地形を利用し、可能な限り伐採及び土地造成面積を小さくする。</li> <li>・造成工事においては、開発による流出水の増加に対処するため沈砂池工事を先行し、降雨時における土砂の流出による濁水の発生を抑制する。</li> <li>・土砂の流出を防止するため、土砂流出防止柵(板柵工)を適所に設置する。</li> </ul>
	3. 予測・評価	<p>造成等の施工による一時的な影響に伴う予測結果は、浮遊物質量(mg/L)が、降雨条件 10mm/h で、168～176mg/Lであるが、降雨条件 10mm/h 以上の 1 時間雨量は、対象事業実施区域近傍の気象官署である住田地域気象観測所の 1 時間雨量を見ると、2013 年で 1.9%、2014 年で 1.7%、2015 年で 1.1%であり出現頻度が高くない。また、沈砂池上澄みの排水先は、表土が下層植生や落葉落枝に覆われている安定した林地の浸透能を活用し、さらに濁水の流出を抑えること、上記の環境保全措置を講じることにより、造成等の施工による一時的な影響に伴う水の濁りが周辺の水環境に及ぼす影響は、実行可能な範囲内で低減が図られているものと評価する。</p>
(猛禽類、バードストライク含む)動物	1. 現況	<p>既存資料によると、対象事業実施区域及びその周囲の動物としては哺乳類28種、鳥類 91 種、爬虫類 10 種、両生類 10 種、昆虫類 137 種及び魚類 11 種の合計 287 種が確認されている。また動物の重要な種は、哺乳類 12 種、鳥類 29 種、爬虫類 4 種、両生類 7 種、昆虫類 21 種及び魚類 5 種の合計 78 種が確認されている。</p> <p>現地調査の結果、重要な哺乳類としては、ヒメホオヒゲコウモリ、ヒナコウモリ、テングコウモリ、コテングコウモリ、ツキノワグマ、カモシカ、ニホンモモンガの 7 種が確認された。重要な鳥類としては、鳥類調査時にハチクマ、オオタカ、クマタカ、ノゾコ等 13 種が、希少猛禽類調査時にミサゴ、ノスリ、イヌワシ、クマタカ等 11 種が確認された。</p>
	2. 環境保全措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・風力発電機及び搬入路の設置に伴う樹木の伐採は極力行わず、改変面積、切土量の削減に努める。また、形を十分考慮し、可能な限り既存道路等を活用することで、造成を必要最小限にとどめる。</li> <li>・工事に当たっては、可能な限り低騒音型の建設機械を使用する。</li> <li>・対象事業実施区域内の搬入路を関係車両が通行する際は、十分に減速し、動物が接触する事故を未然に防止する。</li> <li>・構内配電線は既存道路沿いに極力地中埋設することとし、新設される管理道においても極力地中埋設する。</li> <li>・造成により生じた裸地部のうち、保守管理用地については緑化により地表面の保護と車両の通行確保を図る。それ以外の裸地部については、可能な限り造成時の表土を活用し、植生の早期回復に努める。改変部分では必要に応じて土堤や素掘側溝を設置することにより濁水流出を防止する。</li> <li>・風力発電機や搬入路の建設の際に掘削される土砂等に関しては、土砂流出防止柵や浸透柵等を設置することにより流出を防止し、必要以上の土地の改変を抑える。</li> <li>・道路脇などの排水施設は、落下後の這い出しが可能となるような設計を極力採用し、動物の生息環境の分断を低減する。</li> <li>・鳥類や昆虫類が夜間に衝突・誘引する可能性を低減するため、ライトアップは行わない。</li> <li>・改変区域外への工事関係者の必要以上の立ち入りを制限する。</li> <li>・工事中は定期的に会議を実施し、環境保全措置の内容について、工事関係者に周知徹底する。</li> <li>・現在、伐採跡となっており、イヌワシの餌場として利用されている風力発電機については、有識者の意見を踏まえ、工事着工前にイヌワシの飛翔状況を確認し、その利用状況や植生遷移に伴う餌場としての利用のし易さ等を把握した上で、有識者の意見聴取を実施し、これら結果を踏まえて当該風力発電機の設置可否を検討する。</li> <li>・現地調査及び予測結果から、イヌワシの飛翔頻度及び衝突リスクが相対的に高いメッシュに該当する風力発電機については、ブレード等への塗装等を行うことで視認性を高める。</li> </ul>
	3. 予測・評価	<p>環境保全措置を講じることにより、造成等の施工による重要な種への一時的な影響、地形改変及び施設の存在、施設の稼働における重要な種への影響は、現時点において小さいものと考えられることから、実行可能な範囲内で回避、低減が図られているものと評価する。</p> <p>年間予測衝突数については定量的に算出した結果、鳥類のブレード・タワー等への接近・接触に係る影響は小さいものと予測するが、当該予測には不確実性も伴っていると考えられるため、バードストライクの影響を確認するための事後調査を実施することとした。また、コウモリ類のブレード・タワー等への接近・接触に係る予測も不確実性を伴っていると考えられるため、バットストライクの影響を確認するための事後調査を実施することとした。なお、これらの事後調査結果により著しい影響が生じると判断した際には、専門家の指導や助言を得て、状況に応じてさらなる効果的な環境保全措置を講じることとする。</p>

植物	1. 現況	<p>既存資料によると、対象事業実施区域及びその周囲の植物相として、維管束植物(シダ植物及び種子植物)が1,062種確認されている。また、対象事業実施区域の植生は、植林地・耕作地植生であるアカマツ植林、スギ・ヒノキ・サワラ植林、カラマツ植林が広がり、一部にブナクラス域代償植生のミズナラ群落及びコナラ群落、植林地・耕作地植生である畑雑草群落がみられる。</p> <p>現地調査の結果、植物相としては、対象事業実施区域及びその周囲300mにおいて113科676種が確認された(亜種、変種を1種として計上)。また、植生の分布としては、調査範囲の多くは樹林環境であり、尾根部から斜面部にかけては、ミズナラ群落やコナラ群落等の落葉広葉樹林、スギ植林やカラマツ植林、アカマツ植林等の針葉樹植林が広く分布していた。このほか、沢沿い等においてサワグルミ群落やオニグルミ群落、ヤマハンノキ群落が局所的に分布していた。</p> <p>現地調査の結果、重要な種としては、15科20種が確認された。このうち、対象事業実施区域内においては、17種が確認された。変更区域内には、センブリ、ホソバノアマナが確認された。</p>
	2. 環境保全措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・風力発電機及び搬入路の設置に伴う樹木の伐採は極力行わず、変更面積、切土量の削減に努める。また、地形を十分考慮し、可能な限り既存道路等を活用することで、造成を必要最小限にとどめる。</li> <li>・造成により生じた裸地部のうち、保守管理用地については緑化により地表面の保護と車両の通行確保を図る。それ以外の裸地部については、可能な限り造成時の表土を活用し、植生の早期回復に努める。</li> <li>・変更部分には必要に応じて土堤や素掘側溝を設置することにより濁水流出を防止する。</li> <li>・風力発電機や搬入路の建設の際に掘削される土砂等に関しては、土砂流出防止柵や浸透枡等を設置することにより流出を防止し、必要以上の土地の変更を抑える。</li> <li>・変更区域外への工事関係者の必要以上の立ち入りを制限する。</li> <li>・重要な種の生育環境の保全を基本とするが、計画上やむを得ない場合には対象事業実施区域及びその周囲において、現在の生育地と同様な環境に移植するといった方策を含め、個体群の保全に努める。移植を検討する際には、移植方法及び移植先の選定等について専門家等の助言を得る。</li> <li>・工事中は定期的に会議を実施し、環境保全措置の内容について、工事関係者に周知徹底する。</li> </ul>
	3. 予測・評価	<p>現地で確認された重要な種を予測対象種とし、変更による生育環境の減少・喪失について、環境影響要因から予測対象種に応じて影響予測したところ、いずれの種も事業による影響は小さいものと予測された。</p> <p>環境保全措置を講じることにより、造成等の施工による重要な種及び重要な群落への一時的な影響並びに地形変更及び施設の存在における重要な種及び重要な群落への影響は、実行可能な範囲内で回避、低減が図られているものと評価した。</p>
生態系	1. 現況	<p>調査地域は山地であり、標高は約400～900mである。対象事業実施区域及びその周囲の環境は、落葉広葉樹林、針葉樹林、草地、伐採跡地、耕作地・その他に大別される。落葉広葉樹林ではサワグルミ群落、オニグルミ群落、ヤマハンノキ群落、コナラ群落、ミズナラ群落、針葉樹林ではスギ植林、アカマツ植林、カラマツ植林、草地では牧草地、ヨモギ群落、伐採跡地ではササ群落、ノリウツギ群落、針葉樹新植地が広く分布する。この他に、畑雑草群落、水田雑草群落といった耕作地が一部に分布しており、一次消費者としては、カモシカ、ニホンノウサギ、カワラヒワ、ヒバリ、セアカツノカメムシ、ヒナバタ等、中位消費者としては、タヌキ、コウモリ類、ヤマドリ、アカゲラ、アオダイショウ、キタオウサンショウウオ、アカハライモリ等、上位消費者としてツキノワグマ、キツネ、テン、ノスリ、イヌワシ、クマタカが挙げられる。</p>
	2. 環境保全措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・風力発電機及び搬入路の設置に伴う樹木の伐採は極力行わず、変更面積、切土量の削減に努める。また、地形を十分考慮し、可能な限り既存道路等を活用することで、造成を必要最小限にとどめる。</li> <li>・工事に当たっては、可能な限り低騒音型の建設機械を使用する。</li> <li>・対象事業実施区域内の搬入路を関係車両が通行する際は、十分に減速し、動物が接触する事故を未然に防止する。</li> <li>・構内配電線は既存道路沿いに極力地中埋設することとし、新設される管理道においても極力地中埋設する。</li> <li>・造成により生じた裸地部のうち、保守管理用地については緑化により地表面の保護と車両の通行確保を図る。それ以外の裸地部については、可能な限り造成時の表土を活用し、植生の早期回復に努める。</li> <li>・変更部分では必要に応じて土堤や素掘側溝を設置することにより濁水流出を防止する。</li> <li>・風力発電機や搬入路の建設の際に掘削される土砂等に関しては、土砂流出防止柵や浸透枡等を設置することにより流出を防止し、必要以上の土地の変更を抑える。</li> <li>・道路脇などの排水施設は、落下後の這い出しが可能となるような設計を極力採用し、動物の生息環境の分断を低減する。</li> <li>・鳥類や昆虫類が夜間に衝突・誘引する可能性を低減するため、ライトアップは行わない。</li> <li>・変更区域外への工事関係者の必要以上の立ち入りを制限する。</li> <li>・工事中は定期的に会議を実施し、環境保全措置の内容について、工事関係者に周知徹底する。</li> </ul>
	3. 予測・評価	<p>環境保全措置を講じること、並びに、対象事業実施区域の設定に際し、対象事業実施区域東側の住田牧場付近の利用頻度の高い草地環境を避けたことによりノスリの採餌環境への影響低減につながったと考えられることから、造成等の施工による地域を特徴づける生態系への一時的な影響並びに地形変更及び施設の存在並びに施設の稼働に伴う生態系への影響は、実行可能な範囲で回避・低減が図られているものと評価する。</p>
景	1. 現況	<p>遠野市は早池峰山に代表される遠野三山等の山々や丘陵地からなり、早池峰山の高山物や貞任高原のミズバショウ等の希少な植物が数多くみられる。住田町は総面積の約90%が起伏の激しい山地で占められている。町北東部から西部にかけて、大きく蛇行しながら南下する気仙川及びその支流に沿った平坦地に、集落、農耕地が集中する典型的な中山間地域である。対象事業実施区域の周囲における主な眺望点としては、物見山(種山)や道の駅「種山ヶ原ぼらん」などが挙げられる。</p>

景観	2. 環境保全措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・風力発電機の色彩については、周辺景観との調和を図るため、明灰色程度の塗装にする。</li> <li>・付帯する送電線については可能な限り埋設とする。</li> <li>・樹木の伐採を限定し、改変面積を最小化するとともに、法面等に種子吹付けを行うことにより修景を図る。</li> </ul>
	3. 予測・評価	本事業においては、周囲の環境になじみやすいように明度・彩度を抑えた明灰色程度の塗装とすること、樹木の伐採を最小限とし、造成により生じた切盛法面は可能な限り在来種を用いた緑化を行うことなどから、岩手県景観計画と整合するものと言える。
	1. 現況	対象事業実施区域及びその周囲における、人と自然との触れ合いの活動の場としては、藤沢の滝、不動巖と巖龍神社、気仙川があげられる。
人と自然との触れ合いの活動の場	2. 環境保全措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事工程の調整等により工事関係車両台数を平準化し、建設工事のピーク時の台数を低減する。また、工事関係車両の主要な走行ルートを分散し、交通集中を可能な限り避けるよう調整する。</li> <li>・工事関係者の通勤においては、乗り合いの促進により、通勤車両台数の低減を図る。</li> <li>・急発進、急加速の禁止及びアイドリングストップ等エコドライブを実施すると共に、主要な人と自然との触れ合いの活動の場の利用者をみかけた際には、減速するものとする。</li> <li>・利用が集中する「巖龍神社祭」の際は、「不動巖と巖龍神社」前のルートは利用せず他の走行ルートを利用することとし、影響が低減するよう配慮する。その他、工事関係車両の主要な走行ルート周辺の主要な人と自然との触れ合いの活動の場において催されるイベントについて、関係機関等に随時確認し、工事日にアクセスが集中する可能性のあるイベントが催される場合には、工事関係車両の走行を可能な限り控える等、配慮する。</li> <li>・定期的に会議等を行い、環境保全措置を工事関係者に周知徹底する。</li> <li>・主要な人と自然との触れ合いの活動の場の機能を損なわないよう、風力発電施設は主要な人と自然との触れ合いの活動の場から可能な限り離隔をとる計画とする。</li> <li>・事業の実施に伴う土地の改変は必要最小限にとどめる。</li> <li>・土木工事の際には表土を工事後の施設の覆土として再利用することで、現状の植生の早期回復に努める。さらに、造成により生じた法面には、極力在来種を用いた緑化を行う。</li> </ul>
	3. 予測・評価	環境保全措置を講じることにより、主要な人と自然との触れ合いの活動の場へのアクセスに及ぼす影響は小さいものと考えられることから、実行可能な範囲内で低減が図られているものと評価する。
	1. 現況	一般廃棄物の状況としては、平成 25 年度におけるゴミ総排出量は遠野市で 9,612t、住田町で 1,408t となっている。 岩手県における平成 25 年度の産業廃棄物の排出状況は、排出量は 3,283 千 t であり、種類別にみると、がれき類 1,784 千 t (54%) で最も多く、次いで、汚泥 958 千 t (29%)、となっている。また、対象事業実施区域を中心とした 50km の範囲の市町村における中間処理施設及び最終処分場の施設数は、中間処理施設 65 か所、最終処分場 4 か所となっている。
廃棄物等	2. 環境保全措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・産業廃棄物は可能な限り有効利用に努め、発生量を低減する。</li> <li>・分別収集・再利用が困難な産業廃棄物は、専門の処理会社に委託し、適正に処理する。</li> <li>・地形等を十分考慮し、開発許可及び用地管理者との協議をもとに改変面積を最小限にとどめる。</li> <li>・切土、掘削工事に伴う発生土は、埋め戻し、盛土及び敷き均しに利用し、残土は発生させない。</li> </ul>
	3. 予測・評価	上記の環境保全措置を講じることにより、工事の実施に伴い発生する産業廃棄物及び残土の発生量は、実行可能な範囲内で低減が図られているものと評価する。
事後調査	<p>&lt;事後調査&gt;</p> <p>○動物 調査項目：バットストライク・バードストライクに関する調査</p> <p>○植物 調査項目：移植後の生育確認(対象種：ホソバノアマナ)</p> <p>&lt;環境監視計画&gt;</p> <p>○動物 監視項目：イヌワシの飛翔状況(現在、伐採跡地となっている箇所で、かつ餌場として利用されている箇所)</p> <p>○植物 監視項目：アヤメの生育状況(改変区域周辺で確認されているもの)</p>	
その他特記事項	—	
住民意見の概要及び事業者見解・関係都道府県知事意見・環境大臣意見	住民意見の概要及び事業者見解：平成28年度第10回風力部会資料 3-3参照 関係都道府県知事意見：平成28年度第17回風力部会資料 2-3参照 環境大臣意見：平成28年度第17回風力部会資料 2-4参照	
審査結果	環境審査顧問会風力部会等の意見を踏まえ、特定対象事業に係る環境の保全についての適正な配慮がなされるよう、必要に応じ、勧告を行う。	
備考	本審査書は事業者から届出された環境影響評価準備書を基に作成したものである。	